「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく特定地域の指定基準等(案)」に対し、いただいた主なご意見と国土交通省の考え方

いただいたご意見の概要	国土交通省の考え方
○ 特定地域の指定は、営業区域単位ではなく、	○ タクシー事業は営業区域単位の制度とな
市町村単位とすべきであると考えます。	っているため、例えば、国土交通大臣が地
	域における供給過剰の状況等を参照する際
	は、営業区域単位で行うことが適切である
	ことなどから、特定地域の指定は営業区域
	単位としたいと考えます。
○ 営業区域に人口10万人以上の都市を含まな	○ 特定地域は、供給過剰の進行等によりタ
い場合であっても、営業区域内の総人口が10	クシーが地域公共交通としての機能を十分
万人を超える場合は、指定するべきであると	に発揮できないおそれがある地域であって、
考えます。	地域の関係者の取組みを中心としてタクシ
	ー事業の適正化・活性化を推進することが
	特に必要な地域ですので、タクシー事業の
	実態等にかんがみ、10万人以上の都市を含
	む営業区域を原則として指定したいと考え
	ます。
○ 指定基準の人口要件は廃止又は緩和するべ	○ 上記の理由から、人口要件は原案のとお
きであると考えます。	りとしたいと考えます。
○ 日車実車キロや日車営収については、福祉	○ 福祉タクシーについては、一般タクシー
限定事業者の実績もデータに加えるべきであ	の需要供給関係とは異なることから、特定
ると考えます。	地域の指標に用いるデータからは除外した
	いと考えます。
○ 法令違反及び事故の要件については、「増	○ 増加傾向にあることを正確に判断するた
加傾向にあること」にすべきであると考えま	めに、前5年間の事故件数又は法令違反の
す。	件数が毎年度増加していることとしたいと
	考えます。
○ 要請があった場合の要件のうち、日車実車	○ 特定地域は、供給過剰の進行等によりタ
キロ及び日車営収の基準は「5%」下回って	クシーが地域公共交通としての機能を十分
いることとすべきであると考えます。	に発揮できないおそれがある地域であって、
	地域の関係者の取組みを中心としてタクシ
	一事業の適正化・活性化を推進することが
	特に必要な地域ですので、10万人以上の都
	市を含む営業区域を原則として指定するこ
	ととしております。

しかし、供給過剰の進行等がより深刻化 しており、かつ、地方公共団体の長から特 定地域の指定の要請があった場合は、人口 が10万人以下であっても指定することとし たいと考えます。 そのため、供給過剰の進行等がより深刻 化しているか否かを判断するため、地方公 共団体の長の要請があった場合の要件のう ち、日車実車キロ及び日車営収の基準は10 %以上下回っていることとしたいと考えま 法には、地方公共団体の長は特定地域の ○ 特定地域の指定の解除の際にも、地方公共 ○ 団体の長が要請する制度とする必要があると 指定を要請することができることとされて いますので、法に則りたいと考えます。 ○ 指定基準に該当しない場合であっても、例 ○ 特定地域においては、増車が事前届出か ら認可になり、新たに規制が強化されます えば地方運輸局長が必要と認める場合、地方 ので、その指定は、全国一律の客観的な基 公共団体の長の要請があった場合などは、地 域の実情に応じて指定することとすべきであ 準に基づいて判断すべきであると考えます。 なお、例えば、昨年発生した経済危機な ど特段の考慮が必要な状況にある場合には、 法の趣旨等にかんがみて、検討する必要が

ると考えます。

考えます。

- あると考えます。 ○ 日車実車キロや日車営収を平成13年度と比 ○ 特定地域は、供給過剰の進行等により、 タクシーが地域公共交通としての機能を十 分に発揮できないおそれがある地域ですの で、地域におけるタクシー事業の状況を平 成13年度と比較して判断する必要があると
 - 較して指定することとしているが、例えば、 i) 日車営収が地域で最低賃金を保障できる
 - 売上げレベルにあるか否か ii) 登録運転者の数と運転者の車両1両あた りの確保率から適正な車両数を換算し、そ
 - 等の経年変化によらない基準で指定するべき であると考えます。

れよりも車両数が多いか少ないか

- 規制緩和後に車両数が増加しているか否か を基準にするべきであると考えます。
 - うち法第3条第1項第1号に掲げる「供給 過剰の状況」については、供給面に特化し た指標ではなく、需要・供給両方の面を考 慮した指標によって判断するべきであると 考えます。

考えます。

- している車両の比率を加えるべきであると考
- 特定地域の指定基準に下限割れ運賃を適用 特定地域は法第3条第1項に基づいて指 定するものですので、法に則りたいと考え

特定地域は法第3条第1項各号に掲げる 状況に照らして指定するものですが、その

えます。	ます。
○ 指定期間は、1年とすべきであると考えま	○ 特定地域の指定期間は、特定地域におけ
す。また、新たな地域指定も1年ごとに行う	る協議会の設置、地域計画の作成、特定事
べきであると考えます。	業計画の作成及び実施を行うことができる
	期間でなくてはならず、原則として3年間
	が適当であると考えます。
	新たな地域指定については、原則年1回
	は行うこととしたいと考えます。